

鳥取県医師会母体保護法指定医師審査規程細則

(最終改正 平成26年4月10日)

(母体保護法指定医師研修会について)

以下の内容を含むカリキュラムを作成すること。

1. 生命倫理に関するもの。
2. 母体保護法の趣旨と適正な運用に関するもの。
3. 医療安全・救急処置に関するもの。

(設 備)

1. 蘇生器具、手術台及び回復室等を有すること。
2. 転送電話、携帯電話等で24時間患者からの連絡に対応することができること。
3. 常時回復室を観察しうる体制が確保されていること。
4. 規程第6条に記載の設備内容の著しい変更とは、所轄の総合事務所福祉保健局（保健所）に届け出を要する場合を言うものとする。

(施設調査について)

施設調査は次の3名を調査員として実施する。

1. 委員会委員 1名
2. 県医師会理事 1名
3. 地区医師会長

(連携施設)

1. 連携施設は、産婦人科を標榜し、常時緊急入院、応急処置を行いうる医療機関とする。
2. 連携施設が必要と判断された施設は、書面により当該連携施設の長に申請し、連携施設の長は、当該医療施設の連携施設となった旨を書面で鳥取県医師会長に届け出ること。

(研修機関の条件)

1. 医療施設の条件は、医師数、看護職員数、病床、分娩室・手術室の設備等を勘案して決定する。

(人工妊娠中絶実施後の届出)

1. 人工妊娠中絶を行った医師は、その月中の手術の実施報告票を各自で記載すること。なお、人工妊娠中絶手術の実施件数が0件の場合も必ず報告すること。
2. 複数の指定医師がいる施設では、責任者が各自の実施報告票をとりまとめ、一括して翌月10日までに鳥取県知事（鳥取県医師会）に届け出ること。

(不服審査委員会)

不服審査委員会の中1人は弁護士資格を有する法律家とする。

(研修症例実施報告書)

規程「審査基準」2-(2)「研修機関中に、20例以上の人工妊娠中絶手術又は流産手術の実地指導を受けたもの」に関しては、附則4により、研修症例実施報告書を提出することになっているが、この報告書に代えて規程第10条4(1)「医育機関の付属施設又は年間の開腹手術50例以上（腹腔鏡手術を含める）、分娩数120例以上を取り扱う施設で、2名以上の母体保護法指定医師の資格者を有し緊急手術に対応できる機関とする。」に該当する施設の教授或いは病院長の証明を提出することができる。

(手数料)

1. 母体保護法による指定医師の指定（会員） 20,000 円
2. 母体保護法による指定医師の指定（非会員） 30,000 円
3. 設備指定手数料 20,000 円 但し、指定医師の申請と同時に申請される場合は不要。
4. 設備変更による再指定 20,000 円
5. 指定更新（会員） 5,000 円
6. 指定更新（非会員） 10,000 円

附則

この細則は、平成12年4月1日より施行する。

この細則は、平成15年3月20日より施行する。但し、平成14年12月1日から適用する。

この細則は、平成19年1月1日より施行する。

この細則は、平成26年4月10日より施行する。